



雨水・井戸水等を下水道へ排水する場合、 上下水道局への届出が必要です

雨水・井戸水(地下水)等、水道水以外をトイレ等に使用し下水道へ排水する場合、下水道使用料を公平に負担していただくため、那覇市下水道条例により、事前に上下水道局への認定申請が必要となります。

- ・現在お支払いの下水道使用料に、水道水以外の排水量分が加算されます。
- ・排水量を測定する私設メーターの設置(設置者負担)が必要となります。
- ・隔月ごとの私設メーターの指数報告(e-mail, fax, 郵送等)をしていただく必要があります。
- ・測定機器(メーター)は計量法に基づく検定有効期限が8年と定められており、検定期限内、または故障時に設置者負担により交換していただく必要があります。
- ・年1回または必要に応じ、上下水道局が私設メーターの指数確認、設置状況を現地調査します。

※この制度のご利用にあたっては、費用対効果を十分見極めたうえで決めてください。

※無届で水道水以外を下水道へ排水した場合、法令により罰則の対象となります。

【お問い合わせ】 お客様センター TEL: 941-7804・941-7834

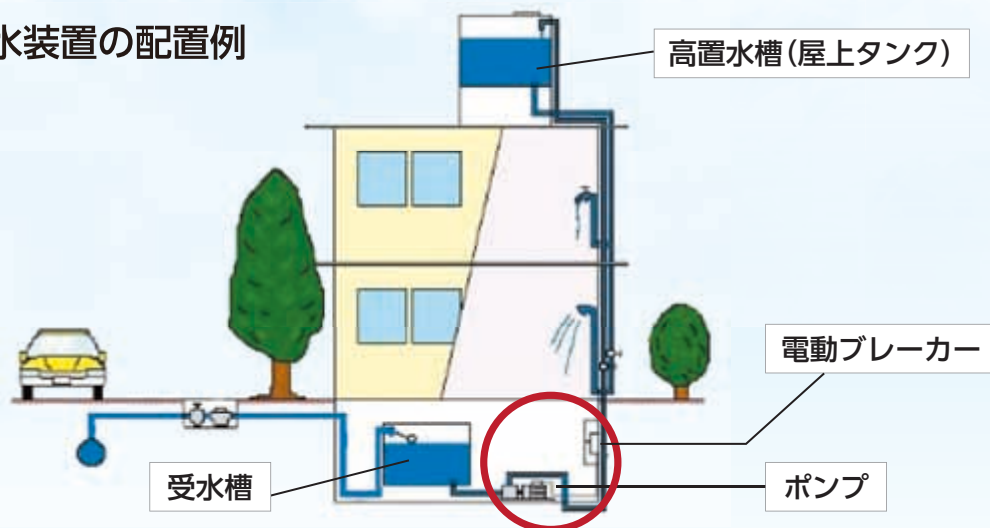
台風時の停電による断水や強風による宅地内漏水

台風などで停電すると、ポンプを使用している建物(主にアパート・マンション等)はポンプが停止し、高置水槽(屋上タンク)へ水を汲み上げることができず断水することがあります。電気が復旧したのに断水している場合は、まずポンプの電源がOFFになっていないかご確認をお願い致します。電源を入れても稼動しない場合は、ポンプの故障が考えられますので専門業者へご相談ください。

また、強風が原因で給水管が破損したことによる宅地内の漏水や断水を修理する場合は給水装置工事指定店(本誌裏表紙に掲載)へ依頼してください。

※上下水道局の配水施設や庁舎は停電時にも対応できるように自家発電設備を備えて災害に対応しています。

給水装置の配置例



このあたりの設備をチェックしましょう！

【お問い合わせ】 配水管理課 TEL: 941-7805